

公益信託 北海道開発国際交流基金

2019 年度 募集要項

1. 助成の目的

現在、様々な分野において「国際感覚」が不可欠な要素として浸透しておりますが、北海道開発の推進に関しても、国際的な視野に立った取組の検討や具体的行動が重要です。公益信託北海道開発国際交流基金（略称「開発トラスト」）は、北海道開発事業に係る国際交流、海外経済協力等の取組に対する助成を行い、もって国際化時代における北海道開発に携わる人材の育成及び北海道開発の推進に貢献することを目的とし、平成3年5月、財団法人北海道開発協会・北海道建設業信用保証株式会社の出捐により設定された公益信託です。当信託は、三井住友信託銀行が受託し、運営委員会の意見・勧告に基づき運営されています。

本基金が有効かつ効果的に活用され、広い視野をもった人材の育成と活発な国際交流展開の一助になることを期待し、北海道の経済交流・観光交流・人材育成などに資する事案の積極的な応募をお待ちしております。

2. 助成対象

2020 年年 3 月 31 日までの期間に実施される以下の 4 つの事業を助成対象とします。

(1) 派遣事業

北海道開発事業に関連し下記の目的で行われている国際交流にかかる費用の一部を助成します。

- ①先進地域調査
- ②経済協力・開発協力
- ③学術調査・研究
- ④研修

(2) 受入れ事業

海外から来日している地域開発に係る研修者・研修生を北海道に招聘する際に必要な費用の一部を助成します。

(3) コンベンション事業

北海道内で開催される国際的なコンベンション事業に対して、必要な費用の一部を助成します。

(4) 国際化資料作成事業

北海道の国際化に資する資料（定期的な刊行物を除く）の作成に必要な費用の一部を助成します。

3. 助成件数及び金額

総額 340 万円以内

いずれの事業についても助成対象経費の 2 分の 1 以内と致します。ただし助成金の上限は、各事業ごとに以下の通りです。団体による助成を受ける場合には、本公益信託の規定に基づき、指定団体として指定を受ける必要があります、詳しくは、受託者にお問い合わせください。

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 派遣事業 | 個人の場合は 40 万円、団体の場合は 100 万円 |
| (2) 受入れ事業 | 個人の場合は 10 万円、団体の場合は 50 万円 |
| (3) コンベンション事業 | 100 万円 |
| (4) 国際化資料作成事業 | 30 万円 |

4. 応募方法

所定の申請用紙（団体の場合：様式 2-1、個人の場合：様式 2-2）に必要事項を記載し、事業ごとに指定された書類を添付してお申し込みください。尚、申請書用紙は三井住友信託銀行のホームページからダウンロードすることもできます。

また、提出された応募書類は返却致しませんのでご承知おき下さい。

5. 募集期間

2018 年 12 月 1 日（土）から 2019 年 1 月 31 日（木）まで（当日消印有効）

※助成対象事業の実施期間は 2020 年 3 月末までといたします

6. 選考及び通知

募集締切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、2019 年 3 月中～下旬頃にその結果を文書にてお知らせします。ただし審査の経緯等のお問い合わせには応じかねますので悪しからずご了承願います。

7. 実施報告及び助成金の給付

事業が完了後、事業完了報告を提出していただきます。この報告を受け、受託者より助成金を給付します。なお、事業完了報告書の内容は一般に公開する場合がありますのでご了承ください。また、偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたり、又目的以外に費消したときは、授与した助成金は返還して頂きます。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
北海道開発国際交流基金 申請口

TEL 03-5232-8910(受付: 平日 9 時～17 時) FAX 03-5232-8919
(申請書 URL)

<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>

公益信託北海道開発国際交流基金助成金給付申請要領

1. 助成金の給付を受けようとする者は、募集要項に定める期日までに、助成金給付申請書に必要事項を記載して、三井住友信託銀行株式会社個人資産受託業務部に提出して下さい。なお、個人で申請する場合と、団体で申請を行う場合では、提出様式、助成上限額等が異なりますので、ご注意下さい。また、団体として申請を行う場合は、指定団体の指定を受ける必要があります。

事業区分		給付基準
派遣事業	団体	対象経費の1/2相当額。ただし、上限100万円
	個人	対象経費の1/2相当額。ただし、上限40万円
受入れ事業	団体	対象経費の1/2相当額。ただし、上限50万円
	個人	対象経費の1/2相当額。ただし、上限10万円
コンベンション事業		対象経費の1/2相当額。ただし、上限100万円
国際化資料作成事業		対象経費の1/2相当額。ただし、上限30万円

2. 様式2のうち、4から6までについては、該当するものが無い場合は、「該当無し」と記入して下さい。また、国際化資料作成事業については、8及び9は記入する必要がありません。
3. 本申請書の申請に当たっては、次の書類を添付して下さい。必要書類の添付が行われていない場合には、申請を受理できない場合がありますので、ご注意願います。
- (1) 申請者が行おうとする事業等の計画書（日程、運営組織、運営組織の役員名、開催の経験、過去の開催状況、主な参加予定者を記載したもの。）
 - (2) 収支見積書及びその根拠となる書類（旅行代理店が発行する旅費の見積書、印刷等を委託する場合における印刷業者が発行する見積書等）
 - (3) 派遣事業又は受入れ事業で、申請者が個人の場合にあつては、申請者が属する機関からの推薦状、当該機関の事業内容等を記載した書面及び申請者の履歴書（職業欄には、勤務先及び職務内容、プロジェクト等に関与したことがある場合にはその名称を記載する。）、団体の場合にあつては、当該事業に関与する構成員の名簿及び各構成員の履歴書。
4. 上記の添付書類の他に、運営委員会に諮るため必要と認める場合に、必要書類の提出を求める場合がありますので、予めご了承願います。
5. 助成対象事業の制限
次に掲げる事業については、助成の対象となっておりませんので、ご注意願います。
- (1) 派遣事業のうち、留学を伴う事業、調査・研究を業としている営利団体に属する個人が実施する事業又は観光を主目的とする事業。
 - (2) 受入れ事業のうち、収益事業を行っている団体の当該収益事業の運営に関連する事業、参加者から徴収する収入のみにより事業運営が可能と見込まれる事業又は観光を主目的とする事業。
 - (3) コンベンション事業のうち、参加者の入場料等の収入のみにより事業運営が可能と見込まれる事業
 - (4) 国際化資料作成事業のうち、販売を目的とする資料を作成する事業。
6. 助成対象経費の制限
次に掲げる経費については、助成の対象外ですので、ご注意願います。
- (1) 全事業共通で対象外となるもの
 - ① 助成対象事業を行う団体等の運営に直接関わる経費
 - ② 人件費、食糧費及び備品購入費
 - ③ 助成対象団体又は他の機関から当該助成対象事業遂行のための所定の金員の支給を受けている経費。
 - ④ 通訳・翻訳料以外の諸謝金
 - (2) 事業の種類毎に対象外となるもの
 - ・派遣事業：通信運搬費、会場借上費
 - ・受入れ事業：通信運搬費、会議費、会場借上費、外国旅費
 - ・コンベンション事業：国内旅費、外国旅費
 - ・国際化資料作成：通訳費、会議費、会場借上費、国内旅費、外国旅費

以上

公益信託北海道開発国際交流基金指定団体指定申請要領

1. 公益信託北海道開発国際交流基金の助成を受けることのできる団体（以下「指定団体」という。）として指定を受けようとする者は、指定団体指定申請書（様式1）に必要事項を記入の上、次の書類を添付して、三井住友信託銀行株式会社個人資産受託業務部へ提出してください。
 - ① 当該団体の定款又は寄付行為
 - ② 当該団体の役員、理事等の名簿
 - ③ 当該団体の事業の概要
 - ④ 当該団体の直近の年度の収支決算書

2. この公益信託の助成を受けることのできる団体は、次に該当する 場合に限られますので、ご注意ください。
 - ・ 北海道を主たる活動の場とする 非営利の法人等であって、国際交流に係る 事業を行う 者

3. 次の場合のいずれかに該当する場合は、指定団体の指定を受けられないこととなっておりますので、ご注意ください。
 - ① 法人の業務を行う 役員のうち禁固以上の刑に処せられ、その執行を終り、若しくは執行を受けることなくなった後、3 年を経過しない者又は成年被後見人がいる場合
 - ② 過去決定の取消し若しくは助成金の全部若しくは一部の返還の請求を受けた後、3 年を経過しない場合
 - ③ 指定団体の指定を解除された団体は、その旨の通知を受けた日から、1 年を経過しない場合

以上

公益信託北海道開発国際交流基金の助成例

事業の種類	事業の名称	事業の目的	事業の概要
派遣事業	太陽熱集熱器の認証機関登録を目的とした環境共生都市フライブルクの太陽熱利用施設の視察	太陽熱利用の普及には、太陽熱集熱器や太陽熱利用システムに係る国際的に通用する認証機関の早期構築が必要なことから、先進地事例を視察する。	①ドイツ・フライブルク市を訪問し、市内の自然エネルギー利用施設・パッシブ建設を視察する。 ②フラウンフォーハー研究所を訪問し、太陽熱集熱器の評価のための設備見学、認証についてのヒアリングを実施する。
受け入れ事業	日本語・日本文化講座夏期セミナー	海外の大学に所属する外国人大学生を対象に、日本語・日本文化の夏期集中研修を函館市内で実施し、日本語教育に貢献する。さらに研修生の一部は地域活動ボランティアを通じて研修を深める。	①日本語・日本文化講座夏期セミナー 11カ国59名の外国人大学生が函館という古くから海外に開かれた地で2カ月間ホームステイをしながら日本語・日本文化を体験しながら学ぶ。 ②地域研究 セミナー修了者2名が3カ月間七飯町および斜里町でホームステイしながら地域活動ボランティアを行い、活動を通して日本の社会、径材、歴史、文化、教育等を学ぶ。
コンベンション事業	オホーツク地方自然公園構想国際シンポジウム2010	オホーツク地方の新たな地域振興の視点として、フランスの地方自然公園制度をモデルとし、恵まれた自然環境や基幹産業である第1次産業の有機的連携や地域の広域的連携による「オホーツク地方自然公園構想」の実現に向けた方向性を探るもの。	フランスの地方自然公園制度に詳しい講師を招聘し、オホーツクの生産・生活、その背景となる景観を一体的に高度化していく方法および新たなオホーツク地域振興ビジョンの構築について検討を深める国際シンポジウムを開催する。
国際化資料作成事業	多言語版北海道ガーデンガイド作成事業	北海道内の公園に関する多言語版パンフレットは一部施設単位でしか作成されておらずインバウンド観光客に十分情報提供できていなかった。 全道主要公園を網羅した「多言語版北海道ガーデンガイド」作成により単独でパンフレットを作成できない多くの施設情報が提供可能となり、北海道全体の庭園及び花をPRすることでインバウンド観光客野拡大を図る。	①日本語版「ガーデンアイランド北海道」から今後インバウンド観光客が訪れる可能性のある主要公園を抽出し当該データを多言語化する。 ②多言語化したデータをもとに「多言語版北海道ガーデンガイド」(A3カラー2つ折り、英語・繁体字・簡体字・ハングル各1000部)を作成し、海外の主要旅行会社、関係機関および道内掲載施設に無料配布する。 ③誰でもプリントアウトできるようにHPにアップする。

*事業の目的、概要等は助成申請当初のもの。